（保安規定）

第八十七条　［略］

2　［略］

3　［略］

一～五　［略］

五の二　発電用原子炉主任技術者の職務の範囲及びその内容並びに発電用原子炉主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること（燃料体が炉心等から取り出されている場合を除く。）。

六～十二　［略］

十三　発電用原子炉施設の巡視及び点検並びにこれに伴う処置に関すること。

十四～十六　［略］

十七　火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること（廃止措置対象施設内に第百十一条第一項第六号の性能維持施設が存在しない場合を除く。）。

十八　内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること（廃止措置対象施設内に第百十一条第一項第六号の性能維持施設が存在しない場合を除く。）。

十九　重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること（廃止措置対象施設内に第百十一条第一項第六号の性能維持施設が存在しない場合を除く。）。

二十　大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること（廃止措置対象施設内に第百十一条第一項第六号の性能維持施設が存在しない場合を除く。）。

二十一～二十七　［略］

4・5　［略］

（保安規定の遵守状況の検査）

第八十八条　［略］

2　［略］

一・二　［略］

（保安規定）

第八十七条　［略］

2　［略］

3　［略］

一～五　［略］

［号を加える。］

六～十二　［略］

十三　発電用原子炉施設の巡視及びこれに伴う処置に関すること。

十四～十六　［略］

十七　火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）。

十八　内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）。

十九　重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）。

二十一～二十七　［略］

4・5　［略］

（保安規定の遵守状況の検査）

第八十八条　［略］

2　［略］

一・二　［略］

三　第八十条第三号又は第八十一条第三号の規定による訓練のうち、原子力規制委員会が発電用原子炉施設の保全のために法第四十三条の三の二十四第五項に規定する検査を行うことが必要であると認めるものを実施する場合

3　［略］

（核物質防護管理者の要件）

第九十四条　［略］

一・二　［略］

三　特定核燃料物質の防護に関する業務に管理的地位にある者として一年以上従事した経験を有する者又はこれと同等以上の知識及び経験を有していると原子力規制委員会が認めた者であること。

（発電用原子炉の運転の期間の延長に係る認可の基準）

第百九条　法第四十三条の三の三十二第五項の原子力規制委員会規則で定める基準は、延長しようとする期間において、原子炉その他の設備が延長しようとする期間の運転に伴う劣化を考慮した上で研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第十号。以下「研開炉技術基準規則」という。）に定める基準に適合するものとする。

（廃止措置計画の認可の申請）

第百十一条　法第四十三条の三の三十三第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、次に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一～五　［略］

六　廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設（以下この条において「性能維持施設」という。）

三　第七十八条第三号又は第七十九条第三号の規定による訓練のうち、原子力規制委員会が発電用原子炉施設の保全のために法第四十三条の三の二十四第五項に規定する検査を行うことが必要であると認めるものを実施する場合

3　［略］

（核物質防護管理者の要件）

第九十四条　［略］

一・二　［略］

三　特定核燃料物質の防護に関する業務に管理的地位にある者として一年以上従事した経験を有すること又はこれと同等以上の知識及び経験を有していると原子力規制委員会が認めた者であること。

（発電用原子炉の運転の期間の延長に係る認可の基準）

第百九条　法第四十三条の三の三十二第五項の原子力規制委員会規則で定める基準は、延長しようとする期間において、原子炉その他の設備が延長しようとする期間の運転に伴う劣化を考慮した上で研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第十号。以下「研開炉技術基準」という。）に定める基準に適合するものとする。

（廃止措置計画の認可の申請）

第百十一条　法第四十三条の三の三十三第二項の規定により廃止措置に関する計画（以下「廃止措置計画」という。）について認可を受けようとする者は、次に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一～五　［略］

［号を加える。］